

# 平成30年度徳島県農業会議事業計画

## I 事業実施方針

わが国の農業・農村は、農業者の高齢化、農家戸数の減少、耕作放棄地の増加が進む中、農業者の所得の向上、新規参入の促進が喫緊の課題となっている

一方、TPP11や日EU・EPAなど農産物貿易の自由化に向けた動きが農業の先行きに不安を与えている。

こうした中、政府は、平成28年11月に「農業競争力強化プログラム」を策定、平成29年12月には「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改定し、成長産業としての「攻めの農業」への転換に向けた取り組み強化を進めている。

また、県においても、昨年度策定した「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の第3期計画の着実な実行に向け、地域の実情に応じたきめ細やかな「守り」と「攻め」の対策を進めるとともに、「もうかる農林水産業の実現」を図るため、「人を育む」「生産を増やす」「マーケットを拓く」の好循環を生み出し、所得向上に繋がる各種施策に取り組んでいる。

このような状況の中、農業委員会組織は大きな変革の時期を迎えている。昨年度は、農業委員会制度発足以来、60年ぶりの抜本的な改革と言われる「改正農業委員会法」に基づき、19の市町村農業委員会が新体制に移行し、新たに農業委員280人と農地利用最適化推進委員170人が誕生した。

いよいよ、今年度は、残り5市町が移行し、県内のすべての農業委員会において、体制が整うこととなる。新制度への取り組みも「体制づくり」の段階から、制度改正の主眼である「農地利用の最適化」に向けて着実に成果を挙げていくことが求められる段階となり、まさに「農業委員会制度改革」の真価が問われる年となる。

そのため、農業会議は農業委員会ネットワーク機構として農業委員会のサポートを強化し、農地利用最適化の起点となる農業委員会における「農地利用最適化指針」の策定と「年度計画」の作成を支援するとともに、戸別訪問等を通じて農地所有者の利用意向確認する「とくしま農地利用最適化推進1・1・1運動」を展開し、農地中間管理機構と連携しながら担い手に対する農地の利用集積・集約化の加速化を図る。

さらに、農業経営の法人化や経営改善指導、農業一般に関する調査や情報提供活動を行い担い手に対する支援活動を充実させるとともに、本県の農業施策がさらに積極的に展開されるよう農業・農村現場の意見をくみ上げ、農村現場が抱える諸課題を反映させた「平成31年度徳島県重点農業施策に関する政策提案」を行う。

また、担い手対策や耕作放棄地解消対策を推進してきた「県担い手育成総合支援協議会」の活動も引き続き実施するとともに、県農業法人協会・認定農業者連絡協議会等の業務運営も実施する。

## Ⅱ 事業計画

### 1 会議の開催

農業会議の運営と各種事業の推進を図るため、次の会議を開催する。

- (1) 総会、理事会
- (2) 常設審議委員会
- (3) 農業委員会会長・事務局長会議
- (4) 農業委員会組織活動推進のための諸会議

### 2 法令に基づく業務

農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域整備法、その他法令に基づく事項について常設審議委員会で審議・審査し、その意見を答申する。

### 3 農政活動事業

農業委員会等を通じて、農業・農村現場の声をくみ上げ集約し、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見や農政課題に対する政策提案を、「平成31年度徳島県重点農業施策に関する政策提案」として実施する。

### 4 機構集積支援事業

農業委員会の必須業務に加わった「農地利用の最適化」を着実に推進するため、農業委員・農地利用最適化推進委員の具体的な活動・スケジュール等を農業委員会に提示するとともに、農業委員等が地域農業のコーディネーターを務められるよう研修内容の充実を図る。

また、農業委員会に「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について支援するとともに、年間を通じた活動計画の策定とその点検・評価、農地転用事務等の透明性、公正・公平性の確保を徹底する。

#### (1) 農地パトロール月間の設定・監視活動の強化と担当区域内における農家意向調査の実施

遊休農地の発生防止と解消、農地の無断転用防止、不法投棄対策等の啓発活動を集中的・効果的に実施するため7月～8月を県下統一の「農地パトロール月間」として設定し、農業委員並びに農地利用最適化推進委員による農地パトロール活動を農地法第30条の利用状況調査と位置づけ実施を促す。

なお、利用状況調査で把握した遊休農地の所有者等に対し利用意向調査を実施し、各農業委員会で所有者等の意向に応じた利用調整活動を行うよう支援する。

また、「とくしま農地利用最適化推進1・1・1運動」を実施し、農業委員・農地利用最適化推進委員が担当区域内の後継者のいない高齢農家等、農地の貸付の可能性がある農業者を対象に戸別訪問を行い、今後の農業経営の意向について確認するとともに、農地の貸付希望のある高齢農家については農地中間管理事業の活用を働きかける。

また、規模拡大の可能性がある認定農業者等の担い手についても戸別訪問を行い、借り受け希望農地の規模や条件等を確認し、農地中間管理事業の活用について働きかける。

## (2) 農地等の利用の最適化に関する指針

法令業務の適正・的確な執行と担い手への農地の利用集積・集約化の活動、新規就農者や一般企業からの農業への新規参入等多様な担い手の確保・育成など、地域農業の維持に向けた活動を効率的かつ効果的に実施するため、各農業委員会において「農地等の利用の最適化に関する指針」を策定するよう支援するとともに、活動計画の点検・評価等について助言指導を行う。

## (3) 農地台帳等の整備の徹底と農地情報公開システムの活用促進

法定台帳である農地台帳の整備の徹底を指導するとともに、全国農業会議所が開発・運営している農地情報公開システム（全国農地ナビ）を有効活用し、経営規模の拡大や新規就農・新規参入を希望する担い手等に広く情報発信を行う。

また、農地情報管理公開システムと住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業や農地情報の更新作業が円滑に実施されるよう全農業委員会対象に巡回指導を行う。

## (4) 農業委員・農地利用最適化推進委員等の研修の充実

新体制となった農業委員会の農業委員・農地利用最適化推進委員に対し、農業委員会制度や農地の権利移動や転用事務等についての研修を行うとともに、新たに農業委員会の必須業務に加わった農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農・新規参入の促進等について具体的な事例を交えた研修会を開催し資質の向上に努める。

また、農業委員会職員を対象に効率的かつ効果的な業務推進について、グループ討議等を交えて研修を行う。

## (5) 調査活動の推進

全国農業会議所が実施する農業構造に関する全国的な基礎調査や、新たな政策提案等を行うための基礎資料を整備するため、次の調査を実施する。

- ① 田畑売買価格等に関する調査
- ② 農作業料金・農業労賃に関する調査
- ③ 政策提案等のための基礎資料整備のための調査

## 5 新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動の実施

農村地域の守るべき農地と担い手を明確にするため、「人・農地プラン」をはじめとする地域での話し合いの場づくりが重要である。

このため農業委員会組織が市町村の関係部局に積極的に働きかけ、地域の農地利用等について合意形成を図るとともに、認定農業者等の掘り起こしや担い手が不足している地域における集落営農や新規参入の推進を行い、担い手の確保と農業経営の合理化及び高度化に向けた支援を強化する。

また、認定農業者をはじめとする地域の農業者と農業委員会との交換会等の開催を促し、農業・農村の課題を幅広く汲み上げた意見を市町村長等に提出する農業委員会の政策提案活動の充実を図るよう支援を行う。

このように農業委員会組織が期待されている役割を果たし、目に見える成果を上げていくために、つぎの4点を運動目標に掲げ「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」を展開する。

- (1) 担い手の農地利用集積率8割、遊休農地ゼロに向けた取り組み強化
- (2) 担い手の確保と経営の合理化及び高度化に向けた支援の強化
- (3) 地域の声を取りまとめた「意見の提出」を全農業委員会で行い農業施策等への反映
- (4) 農業・農村の実体と農業委員会活動を積極的に周知する情報提供活動の強化

## 6 とくしま農地利用最適化推進1・1・1運動の展開

農業委員・農地利用最適化推進委員が農業委員会の活動計画に沿って、担当地区の高齢農家等や認定農業者等を毎月戸別訪問し、農地利用の意向について「農地利用最適化のための経営意向調査票」等に取りまとめ、農業委員会の利用調整活動(出し手と受け手のマッチング)が活発に実施されるよう支援を行う。

また、事務局に対し農地所有者等の同意のあるものについては、農地所有者の意向を全国農地ナビに反映させるよう指導するとともに、各委員の農地利用の最適化に向けた活動の「見える化」を図るため、毎月の活動内容を「農業委員活動記録簿」等に記録させ、1年間に1人1筆以上の農地集積の成果が上がるよう各農業委員会の取り組みを支援する。

## 7 受託事業

### (1) 農業者年金業務指導等事業

農業者年金事業、経営移譲・経営継承等の相談など農業者年金基金の行う業務の円滑な推進を図るため、農業者年金基金の委託を受けて農業委員会に年金業務の指導を行う。

また、年金業務に関連する農地・相続・贈与等の相談活動並びに農業者年金への新規加入者を確保するため、各市町村に加入推進部長を設置し、戸別訪問の強化を図るとともに、特別研修会や巡回指導等を実施することにより農業者年金の必要性について理解を求める。

### (2) 農の雇用事業

農業法人等が新規就業者を新たに正社員として雇用し、就農に必要な技術・経営のノウハウ等を習得させるための実践的な研修(OJT研修)を支援し、農業分野における雇用の確保とこれからの農業の担う人材を育成する。

### (3) 新規就農等相談活動事業

新規就農希望者は農業に対する基礎知識や技術、農業用資産が不足しており、独立就農には高いハードルがある。そうした新規就農希望者に「雇用による就農」を通じて農業技術・知識を身につけてもらうため、農業法人等への就業を希望する者と農業法人等とのマッチングを行うとともに、新規就農希望者に情報提供・相談活動を実施する。

### (4) 情報提供推進事業

農業委員会が組織運動を展開するための情報提供活動の一環として全国農業新聞の普及・拡張に取り組むとともに、農地の利用集積の促進、担い手の育成・確保を加速化させるため、全国農業図書の普及推進に努める。また、全国農業図書を農業委員の資質向上や農業委員会の活動強化にも活用する。

#### (5) 農業の魅力発信コーディネート事業

新規就農相談センターにおける失業者等に対する就農・就業相談活動を実施するとともに、無料職業紹介、無料職業紹介のネットワーク体系の整備、ニーズに即した就農、生活関連情報の収集・提供、就農支援資金の貸し付け促進等を実施するほか、インターネットを通じた情報提供活動を充実する。

#### (6) とくしま就農スタート研修事業

本県で新たに農業を始める者が円滑に就農できるようにするため、新規就農者と先進農家や農業法人等の受入農業経営体とのマッチング等を行う。

また、短期間の雇用を通じた実践研修に取り組む機会を提供し、研修期間中の雇用について研修費支援を行うことを通じて本県における新規就農者の定着促進を図り、地域農業の担い手を確保する。

#### (7) 阿波市就農スタート研修事業

とくしま就農スタート研修事業等で研修を受け、研修終了後阿波市内で就農を希望している者に対して研修費の上乗せ支援を行い、阿波市における新規就農者の定着促進を図り、阿波市の農業の担い手の確保に繋げる。

#### (8) 持続可能な農業づくり対策事業(人に優しい安全安心農業推進事業から事業名変更)

県内では、毎年、農作業死亡事故が5件程度発生しているため、農作業安全講習会を開催し、事故要因やそれに基づく安全対策について周知徹底を図り、農作業事故を防止する。

#### (9) 高次GAPレベルアップ支援事業

J-GAPやGLOBAL-GAP等の高次元のGAPの認証取得を目指すとくしま安2農産物認定生産者等に対し、高次元のGAPの専門家やアドバイザー等を派遣することにより、高次元のGAPへの取り組み及び認証取得を支援する。

### Ⅲ 情報提供活動の強化

農業委員会組織は、農業者に対して正確な農政情報の提供と農業施策の普及浸透について成果をあげることが期待されており、農業委員等が行う地域活動の中で、農業委員と農業者等との「絆」を強める取り組みが重要となる。

このため、①農村現場に農政情報をわかりやすく正確に提供する活動、②農業者や地域の「声」を受け止め農政に反映させる活動、③さらに情報を活用した「人づくり、経営づく

り、「地域づくり」に向けて、全国農業新聞並びに全国農業図書を活用した情報提供を行う。  
また、各農業委員会の独自情報として「農業委員会だより」の発行支援や、農業会議の手づくり情報誌「かけはし21」の発行を通じて農業委員会組織の情報提供活動の一層の強化を図る。

#### **IV 付帯業務の実施(農委法第43条第1項第8号)**

平成30年度事業計画に関連する付帯事業として、次の業務を実施する。

- 1 徳島県担い手育成総合支援協議会及び徳島県認定農業者連絡協議会の業務運営
- 2 徳島県農業法人協会の業務運営
- 3 NPO法人 徳島県有機農産物認証協会の業務運営
- 4 新規就農相談センター、無料職業紹介所(許可番号:36△00002)の業務運営
- 5 労働保険事務組合の業務運営(農業者のための労災保険窓口)